官

第二十二条第六項中「初等中等教育(」の下に「幼稚園、」を加え、「、特別支援学校及び幼稚園」第三十五条(文部科学省組織規則(平成十三年文部科学省令第一号)の一部を次のように改正する。 を「及び特別支援学校」に改める。 (文部科学省組織規則の一部改正) 第二十三条第二項第二号中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改め、同項第七号中「第五十

改め、同条第四項第一号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に「、特別支援学校及び幼稚園」を「及四条の三第一項」を「第七十五条第一項」に「第五十七条の五第一項」を「第八十七条第一項」に び特別支援学校」に改める。

特別支援学校」に改める。 第二十九条第二項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に「、特別支援学校及び幼稚園」を「R第二十八条第三項及び第四項中「児童、生徒及び幼児」を「幼児、児童及び生徒」に改める。 特別支援学校及び幼稚園」を「及び

(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三十六条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年文部科学省令第二十二号) 一部を次のように改正する。

附則第二項中「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改める。

第三十七条 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令(平成十四(学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令の一部改正)

に改める。 附則第二項中「第一条の規定による改正後の」を削り、第八条第一号八」を第二十条第一号八

年文部科学省令第七号)の一部を次のように改正する。

(小学校設置基準の一部改正)

う。)」に改め、同条第二項中「前項の教諭」を「教諭等」に改め、校長」の下に「、副校長」を加第六条第一項中「教諭」を「主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」とい第三十八条 小学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十四号)の一部を次のように改正する。 (中学校設置基準の一部改正)

う。)」に改め、同条第二項中「前項の教諭」を「教諭等」に改め、校長」の下に「、副校長」を加第六条第一項中「教諭」を「主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」とい第三十九条 中学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十五号)の一部を次のように改正する。

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第十六条及び第二十四条中「第六十七条第一項」を「第百二条第一項」に改める。第四十条 専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)の一部を次のように改正する。 別支援学校」に改める。 第二十六条第一項中「専ら」の下に「幼稚園、」を加え、「、特別支援学校及び幼稚園」を「及び特

(文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)

第四十一条 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則 (平成十五年文部科学省令第十七号)の 部を次のように改正する。

(文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適 .の三」を「第十八条」に、第十四条」を「第二十七条」に改める。 第三条の表学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の項及び第六条の表学校教育 (昭和二十二年文部省令第十一号)の項中「第七条の六」を「第十四条」に、第七条の

第四十二条 文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及 用を受ける特定事業を定める省令の一部改正) びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年文部科学省令第十八号)の一部を次のよう

百十三条第三項」に「第六十一条の二第一項」を「第九十三条第一項」に改める。 第八条中「第六十八条」を「第百三条」に改める 第二条中「第六十一条の二第二項」 を「第九十三条第二項」に「第六十五条の十第三項」 を「第

附属三原

(独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正)

第四十三条 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(平成十五年文部科学省令第五十 号)の一部を次のように改正する。

十条第一項」に改める。 第二十六条第三号中「第四十五条の二」を「第五十五条」に「第五十一条の九第一項」を「第七

(国立大学法人法施行規則の一部改正)

第四十四条 正する。 国立大学法人法施行規則 (平成十五年文部科学省令第五十七号) の一部を次のように改

特別支援学校」に改める。 第四条第一項中「設置される」の下に「幼稚園、」を加え、「、特別支援学校及び幼稚園」を「及び

を「附属幼稚園、附属天王寺小学校」に改め、、、附属幼稚園」を削り、同表兵庫教育大学の項中、附附属京都小学校」に改め、、、附属幼稚園」を削り、同表大阪教育大学の項中「附属天王寺小学校」 滋賀大学の項中「教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、校」を「附属幼稚園、附属名古屋小学校」に改め、、附属幼稚園」を削り、同表三重大学の項及び 静岡小学校」に改め、、教育学部附属幼稚園」を削り、同表愛知教育大学の項中「附属名古屋小学 属小学校」に改め、、教育人間科学部附属幼稚園」を削り、同表信州大学の項中「教育学部附属長 山梨大学の項中「教育人間科学部附属小学校」を「教育人間科学部附属幼稚園、教育人間科学部附部附属幼稚園、教育地域科学部附属小学校」に改め、、教育地域科学部附属幼稚園」を削り、同表 「、教育学部附属幼稚園」を削り、 岡山大学の項中「教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、 属小学校」を「附属幼稚園、附属小学校」に改め、「、附属幼稚園」 達科学部附属幼稚園」を削り、同表奈良教育大学の項、奈良女子大学の項及び鳥取大学の項中「附 達科学部附属住吉小学校」を「発達科学部附属幼稚園、発達科学部附属住吉小学校」に改め、「、発 属小学校」を「附属幼稚園、附属小学校」に改め、、附属幼稚園」を削り、同表神戸大学の項中、 「、教育学部附属幼稚園」を削り、同表京都教育大学の項中「附属京都小学校」を「附属幼稚園、 を削り、同表静岡大学の項中「教育学部附属静岡小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属 野小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属長野小学校」に改め、、教育学部附属幼稚園」 育学部附属幼稚園」を削り、同表福井大学の項中「教育地域科学部附属小学校」を「教育地域科学 沢大学の項中「教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、、 教 附属幼稚園、人間発達科学部附属小学校」に改め、、人間発達科学部附属幼稚園」を削り、同表金 「、附属幼稚園」を削り、同表富山大学の項中「人間発達科学部附属小学校」を「人間発達科学部 幼稚園」を削り、同表上越教育大学の項中「附属小学校」を「附属幼稚園、附属小学校」に改め、 を「教育人間科学部附属幼稚園、教育人間科学部附属新潟小学校」に改め、、教育人間科学部附属 属小学校」に改め、「、附属幼稚園」を削り、同表新潟大学の項中「教育人間科学部附属新潟小学校」 に改め、、附属幼稚園」を削り、同表お茶の水女子大学の項中「附属小学校」を「附属幼稚園、附 園」を削り、同表東京学芸大学の項中「附属世田谷小学校」を「附属幼稚園、附属世田谷小学校」 育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「、教育学部附属幼稚 を削り、同表茨城大学の項、宇都宮大学の項、群馬大学の項、埼玉大学の項及び千葉大学の項中、教 大学の項及び福島大学の項中「附属小学校」を「附属幼稚園、附属小学校」に改め、、附属幼稚園」 部附属幼稚園、教育文化学部附属小学校」に改め、、教育文化学部附属幼稚園」を削り、同表山形 に改め、、附属幼稚園」を削り、同表秋田大学の項中「教育文化学部附属小学校」を「教育文化学 学部附属幼稚園」を削り、同表宮城教育大学の項中「附属小学校」を「附属幼稚園、附属小学校」 学の項中「教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「、教育 札幌小学校」に改め、、附属函館幼稚園、附属旭川幼稚園」を削り、同表弘前大学の項及び岩手大 別表第二北海道教育大学の項中「附属札幌小学校」を「附属函館幼稚園、附属旭川幼稚園、 同表広島大学の項中「附属小学校」を「附属幼稚園、 を削り、同表島根大学の項及び